

令和6年度 審議会等の会議公開の運用状況

課 名	審議会・委員会等の名称	種別		開催回数	傍 聴		委員構成			会議録		備 考
		附属機関	その他		可否	傍聴数	委員数	内公募	内女性委員	作成の有無	公表の有無	
企画広報課	向日市総合計画審議会	○		0	○	—	—	—	—	○	○	
企画広報課	ふるさと向日市創生計画委員会		○	4	○	5	10	3	3	○	○	第1回は書面会議
広聴協働課	向日市男女共同参画審議会	○		3	○	0	8	0	4	○	○	
総務課	向日市行政不服審査会	○		0	×	—	5	0	0	○	×	
総務課	向日市競輪対策協議会		○	0	○	—	22	0	2	○	○	
総務課	向日市情報公開・個人情報保護審査会	○		0	×	—	5	0	2	○	×	
総務課	向日市個人情報保護審議会	○		0	○	—	5	0	1	○	○	
人事課	向日市公務災害補償等認定委員会	○		1	×	—	5	0	1	○	×	
人事課	向日市公務災害補償等審査会	○		0	×	—	3	0	0	○	×	
人事課	不当要求行為等審査会	○		0	×	—	5	0	1	○	×	
人事課	向日市特別職員報酬等審議会	○		2	○	0	5	0	2	○	○	
防災安全課	向日市国民保護協議会	○		0	○	—	28	0	2	○	○	
防災安全課	向日市防災会議	○		1	○	0	24	0	4	○	○	書面会議
防災安全課	向日市生活安全推進協議会		○	1	○	0	19	0	1	○	○	書面会議
衛生環境課	向日市廃棄物減量等推進審議会	○		1	○	0	10	2	4	○	○	
ゼロカーボン推進課	向日市環境推進会議		○	1	○	2	12	2	5	○	○	
産業振興課	向日市歴史的風致維持向上協議会	○		1	○	2	14	0	3	○	○	
産業振興課	向日市農業再生協議会		○	3	×	—	16	0	0	○	×	
地域福祉課	向日市民生委員推薦会	○		0	×	—	14	0	2	×	×	
地域福祉課	向日市地域福祉計画策定・推進委員会		○	1	○	1	12	1	6	○	○	
地域福祉課	福祉問題審議会	○		0	○	—	—	—	—	○	○	
障がい者支援課	向日市障害者計画策定委員会		○	1	○	1	16	1	9	○	○	
高齢介護課	向日市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会		○	1	○	0	10	1	3	○	○	
子育て支援課	向日市子ども・子育て会議		○	4	○	2	20	2	8	○	○	
子ども家庭課	向日市要保護児童対策地域ネットワーク協議会	○		1	×	—	11	0	3	○	×	
医療保険課	向日市国民健康保険事業の運営に関する協議会	○		2	○	1	15	1	7	○	○	
都市計画課	向日市都市計画審議会	○		2	○	1	15	0	4	○	○	
都市計画課	向日市まちづくり審議会	○		0	○	—	7	2	4	○	○	
都市計画課	向日市開発事業紛争調整委員会	○		0	×	—	3	0	0	○	×	
公共建物整備課	向日市空家等対策協議会	○		1	○	1	11	0	3	○	○	
まちづくり推進課	向日市交通対策協議会	○		1	○	—	23	0	4	○	○	書面会議
まちづくり推進課	向日市地域公共交通会議	○		1	○	1	22	3	4	○	○	
公営企業課	向日市上下水道事業懇談会	○		3	○	3	10	0	3	○	○	
文教課	向日市文化財保護審議会		○	1	○	0	8	0	1	○	○	
生涯学習課	向日市民温水プールあり方検討会議	○		1	○	7	10	4	5	○	○	
学校教育課	向日市教育支援委員会		○	23	×	—	28	0	18	×	×	
学校教育課	向日市いじめ防止対策推進委員会	○		2	○	2	5	0	2	○	○	

(注) 1 「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置されるものをいう。

2 「その他」とは、規則又は要綱等に基づき、会議の結果を市政に反映することを目的として設置される委員会、協議会等をいう。ただし、職員のみで構成されるものを除く。

3 「会議録の公表の有無」とは、市役所情報公開コーナーでの備え置き、インターネット、ホームページ等による情報提供の有無をいう。

4 「傍聴の可否」は傍聴規定の可否をいう。

5 「課名」と「審議会・委員会等の名称」については、令和7年4月1日現在のものを記載